

## 令和元年度 第3回市川市自立支援協議会 会議録（概要）

- 1 開催日時：令和元年11月18日（月）13時00分～15時12分
- 2 場 所：市川市急病診療・ふれあいセンター2階 第2集会室
- 3 出席者：朝比奈委員、飯作委員、磯部委員、植野委員、内野委員、小原委員、川端委員、木下委員、近藤委員、高木委員、田上委員、武田委員、谷藤委員、永井委員、長坂委員、西口委員、西村委員、廣田委員、保戸塚委員、松尾委員、圓山委員、水野委員、森田委員、山崎委員（欠席：堀江委員）  
事務局：市川市 障がい者支援課（高橋課長、野口主幹、沓澤副主幹、夏見主査、石田主査）  
市川市 障がい者施設課（佐々木課長、森田主幹）  
市川市 発達支援課（鷺沼課長）  
傍聴：1名
- 4 議 事：（1）開会  
（2）連絡・報告事項  
（3）地域生活支援拠点等について  
（4）基幹相談支援センター運営協議会の報告について  
（5）各専門部会・障害者団体連絡会の状況について  
（6）閉会
- 5 提出資料：（1）市川市内障がい者施設の運営主体を対象としたアンケート集計表（資料1-1）  
（2）第七次千葉県障害者計画策定に係る関係団体等ヒアリングについて（千葉県発出調査）（資料1-2）  
（3）第3次いちかわハートフルプランの進捗状況について（資料1-3）  
（4）地域生活支援拠点等整備事業の概要（資料2）  
（4）令和元年度第2回基幹相談支援センター運営協議会概要（資料3）  
（5）相談支援部会資料（資料4-1）  
（6）生活支援部会資料（資料4-2）  
（7）就労支援部会資料（資料4-3）  
（8）こども部会資料（資料4-4）  
（9）障害者団体連絡会資料（資料4-5）  
（10）さとみ134号（資料番号なし）  
（11）広報いちかわ11月16日号1面抜粋

【開会 13時00分】

【議事（１）開会】

○山崎会長より開会宣言。

【議事（２）連絡・報告事項】

山崎会長 : まず、事務局から説明をお願いします。

障がい者施設課 : 資料１－１について。

（佐々木課長） 前回ご説明した、「市川市内障がい者福祉施設の運営主体を対象としたアンケート」について、ご報告する。

アンケート対象としては、運営主体３２箇所、回収したのは１６箇所なので、回収率は５０％となった。また、民営化先の法人を公募することについては、半数の事業者が、興味があるということであった。今回の結果を元にして、市の施策の参考にしていきたいと思っている。

障がい者支援課 : 資料１－２について。

（石田主査） 県の今後の障害者計画を策定するに当たり、ヒアリングを行うという内容のものになっている。県への提出は１月３１日までとなっているので、本協議会の４つの部会と、基幹相談支援センター運営協議会において、意見をとりまとめ、提出する予定。そのどれにも参加していない協議会構成メンバーについては、事務局（市）において直接取りまとめをする。ただし、障害者団体連絡会については、県から直接照会が来ているとのことなので、今回のとりまとめの対象外にさせていただく。締切は１月２０日とする予定である。

次に、次年度以降の協議会の委員構成について。

今年度中に、本協議会の委員の任期が終わることになる。今後の委員構成（選出区分）については、市としては、現行と同じ構成としたいと思っているが、ご意見があればお伺いしたい。

次に、市川市レスパイトサービス事業補助金交付要綱の改正について。前回の本協議会において、要綱改正について説明会を行うことはご説明したが、現在交付対象となっている３法人については、３年間の経過措置を設け、徐々に他法人と基準を合わせて行く予定としている。また、他の新たに参入する法人については、令和２年４月以降は改正後の要綱の規定を適用することとなる。

障がい者支援課 : 資料１－３について。

（夏見主査） 第３次いちかわハートフルプランは、平成３０年度から令和２年度までの３年間の計画期間としている計画で、今回の報告は、最初の１年間である平成３０年度の状況の報告となる。

いちかわハートフルプランは、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に

基づく「市町村障害児福祉計画」と、これらとは別の「重点施策」をまとめて1冊にしたものとなっている。

内容が多岐に渡るため、個々の項目の説明は省略するが、各項目について、平成30年度の進捗状況についてまとめたものが、配布した資料となっている。市ウェブサイトにも資料は掲載されているので、参考にさせていただきたい。

- 山崎会長 : 以上について、何か質問は。
- 西口委員 : レスパイトサービス事業補助金について。  
来年4月から新規参入するに当たり、制度外の宿泊を想定していた事業所も対象となるのか。
- 障がい者支援課 (石田主査) : そのような事業所にも、この要綱改正についての説明は聞いていただいている。実際に申請されるかどうかは、事業所の判断次第となる。
- 西口委員 : 医療的ケアが必要な対象者が多いので、看護師の加配についても考慮していただければと思う。
- 障がい者支援課 (石田主査) : これまでは、一人の支援員に対して二人の障がい者をみるという場合を想定した制度となっていたが、今後は、一人の障がい者に対して二人の支援員をつけることも想定している。
- 谷藤委員 : アンケートについて。半数の事業所が回答されたということだが、残りの半分の施設について追って聞き取りをする予定はあるか。また、アンケート結果では、運営で一番困っていることが「人材確保」、二番目が「運営資金」、三番目が「利用者の確保」となっており、市内公共施設を今後民営化又は指定管理者制度による管理とするために公簿をした場合には56%の事業者が運営を「希望しない」となっているが、今後どのように市の施策に反映させていく予定か。
- 障がい者施設課 (佐々木課長) : 今後は、これ以上の回答は求めない予定である。それは、今回、回答期限を過ぎてさらに未提出の事業所に提出を求め、結果として今50%の回答率となっているため、これ以上の回答は見込めないと考えているためである。個々の事業所が抱える課題はそれぞれ異なると考えているので、より詳細に把握するため、個々の事業所に直接お話を伺うことを考えている。既にいくつかの事業所にはお話を伺っているところである。今後のことは未定であるが、他課と連携しながら、市として何をすればよいかを明確にしていきたい。

### 【議事(3) 地域生活支援拠点等について】

- 山崎会長 : 次に、地域生活支援拠点等について、報告をお願いします。
- 障がい者支援課 (石田主査) : 資料2について。  
地域生活支援拠点等整備事業のコーディネーター業務委託については、三障がい別にそれぞれ業務委託を行う予定である。市内に相談支援事業

所を置く事業者に対して、業務受託の意向調査を行ったが、身体が0、知的と精神が2つずつ、意向が挙がった。その後の調整の結果、現在は、一障がいにつき一法人の状態となっている。市の方としては、各法人と4月以降、随意契約によって業務委託を行いたいと考えている。

次に、この事業の開始時期について。4月1日からすぐに開始するのは難しいため、7月1日から開始したいと考えている。業務委託は4月からとし、最初の3箇月間は準備期間としたいと考えている。

また、事業所向けの説明会について。令和2年1月22日に行う予定。案内を来月には発出したいと考えている。

コーディネーターに委託する業務については、資料2の「4. コーディネーターの役割」に書いてあるとおり、役割①から役割④までの4つの業務を考えている。また、実際の支援の流れと予算については、「5.」に整理してある。

現在、来年度予算の編成作業中であり、結果は年末頃に出る予定である。

- 山崎会長 : 以上について、何か質問は。
- 田上委員 : 肝心の予算額が何も明示されていないが、コーディネーターの業務実施時間について、このように通年ではなく「136日×8時間」となっているのは納得がいかない。また、先日までは一般競争入札も想定していたようだが、当事業について、十分な予算を確保するのかどうか、十分に考慮して、財政当局と調整し、予算を確保していただきたい。
- 障がい者支援課 (石田主査) : 資料2の「4.」について。本業務については、従事する全員が有資格者である必要はなく、「業務に従事する代表者」に資格要件を設定している。また、市としては、一障がいあたり0.5人工程度の業務量だと考えており、他業務と兼任で行っていただく想定である。その上で「136日×8時間」としている。役割②、③が中心となると思うが、それらが増えれば、想定的に、役割①のボリュームは減るものと考えている。
- 植野委員 : 当事業は、「対応要領」の対象となるか。  
また、利用者にとっては、障害者差別解消法の窓口や、障害者虐待防止法の窓口と分散するのではないか。  
また、セルフプラン率が高いという実態があるが、セルフプラン率が下がる見込みはあるか。  
また、手話通訳の費用の負担についてはどうなるか。
- 障がい者支援課 (石田主査) : ご質問の2点目、3点目についてお答えする。  
コーディネーターの配置場所は、委託先法人の事務所内になることを想定している。利用者からは電話連絡による相談を想定しているので、コーディネーターの配置場所に直接行く必要はない。また、「役割①」については、緊急に至るリスクの高い当事者の家庭や通所先に、コーディネーターが訪問することを想定している。

- また、コーディネーターは、サービス等利用計画を作成するわけではないので、直接的にセルフプラン率の低減に寄与するものではない。ただし、コーディネーター業務が相談支援専門員の業務の部分的なサポートになる点はあると思われる。
- 障がい者支援課 : 対応要領とは、市職員向けの障害者差別解消法の対応要領のことか。  
(野口主幹)
- 植野委員 : そのとおり。
- 障がい者支援課 : 対応要領は、委託先法人に当てはまるものではない。ただし、もちろん、  
(野口主幹) 障害者差別解消法の理念は委託先法人も遵守する必要がある。  
手話通訳の費用については、これまでと何も変わりはない。
- 朝比奈委員 : コーディネーター業務は、受託者の本来業務との兼務ということだが、  
困難があると思う。しかも、三法人同士の連携も必要であり、不安がある。重複した障がいを持つ方もいる。また、緊急時ということなので、即時の判断が求められるが、夜間や休日にどのように判断しながら動くことになるのか。3か月の準備期間中に丁寧に準備していただきたい。また、役割②、③のボリュームが増えれば、役割①のボリュームが減ることを想定しているが、様々に困難が想定される。令和3年度以降のロードマップも是非描いていただきたい。
- 高木委員 : この構想には、「3.」にある「⑤地域の体制づくり」も一部含まれているものだと思うので、その点も含めて書いていただくとよいと思う。  
また、いわば“発見者”となるのは、コーディネーターではなく、警察官、消防職員、民生委員等となるとの例示があったと思うので、警察署等に対する周知の面についても、是非お願いしたい。
- 障がい者支援課 : おっしゃるとおり、⑤の一部も含まれている。  
(石田主査) また、周知の点についても、今後の期間において準備したいと思っている。
- 西口委員 : 「緊急時」の定義は、介護者が倒れたときなのか、それとも、本人の状態によるのか。また、何日まで対応してもらえるのか。レスパイト事業所については、本人の費用負担も発生するので、見込みを教えてください。
- 障がい者支援課 : 国の指針によると、緊急時とは、介助者の不在によるものだが、市として  
(石田主査) どのように緊急時を定義するのか、議論を進めているところである。  
厳密に定義すると、かえって運用に苦慮することもあると思うので、その点も考慮しながら考えている。利用できる日数については、現時点では、ある程度の部分で線引きをして地域に戻す、という想定で、議論を進めている。
- 谷藤委員 : 「役割①」について。夜間や休日に緊急時が発生することが想定されるが、24時間365日の対応となるのか。また、「えくる」等との役割分担はどうなっているか。

- 障がい者支援課 : 24時間365日の対応を想定している。「えくる」等については、「えくる」等の現行の業務がなくなるわけではない。例えば、「えくる」に連絡が入り、地域生活支援拠点等における緊急時の定義に当てはまる場合、その後に本業務につながるということもあり得ると考えている。
- (石田主査)
- 山崎会長 : 夜間や休日の対応について、市はどのように指導をしていくのか。市の役割はどのようになるのか。今後しっかり詰めていっていただきたい。また、実際に事業を開始して、想定と違う部分が出てきたら、内容の変更も視野に入れて、進めていってほしい。

**【議事（4）基幹相談支援センター運営協議会の報告について】**

- 山崎会長 : 次に、基幹相談支援センター運営協議会について、報告をお願いします。
- 朝比奈委員 : 資料3について。
- 【主な意見・提案】の「1」については、サービス提供事業所が基本相談もしていくことになっているが、事業所によって温度差があるのが実態である。この問題について、今後具体的にどのように対応していくかは、今後議論していく。
- また、「2」については、高齢者サポートセンターと「えくる」との連携の問題について議論したものである。
- 「3」～「5」については、概ね資料にあるとおりである。
- 山崎会長 : 以上について、何か質問は。
- 植野委員 : 「3 措置入院退院者への支援」について。退院後、手話通訳が必要な場合、この点の配慮についてはどうなるか。
- 小原委員 : その点を含めて県で予算を確保しているわけではない。
- 障がい者支援課 : ご本人からの申請があれば、市として手話通訳などの対応は行う。
- (野口主幹)

**【議事（5）各専門部会・障害者団体連絡会の状況について】**

- 山崎会長 : 次に、各専門部会での取組みについて、まずは相談支援部会から報告をお願いします。
- 内野委員 : 相談支援部会の報告。(資料4-1に基づき報告)
- 山崎会長 : 次に、生活支援部会から報告をお願いします。
- 松尾委員 : 生活支援部会の報告。(資料4-2に基づき報告)
- 山崎会長 : 次に、就労支援部会から報告をお願いします。
- 西村委員 : 就労支援部会の報告。(資料4-3に基づき報告)
- 山崎会長 : 次に、こども部会から報告をお願いします。
- 保戸塚委員 : こども部会の報告。(資料4-4に基づき報告)
- 山崎会長 : 次に、障害者団体連絡会から報告をお願いします。
- 木下委員 : 障害者団体連絡会の報告。(資料4-5に基づき報告)

- 山崎会長 : 以上について、何か質問は。
- 谷藤委員 : 資料4-1について。セルフプランについてだが、家族も含めた利用者側と事業者側で共通の認識が持てるように、是非今後お願いしたい。また、障がい者団体「松の木会」の役員が最近急に減ってきており、役員として危機感を覚えているところである。
- 内野委員 : サービス等利用計画については、相談支援専門員が利用者と話をしながら作成している。
- 長坂委員 : 「えくる」としても、アセスメントを行うときに、よくお話を伺いながら進めていくようにしている。
- 障がい者支援課 : 今後、連絡の不備がないように、対応していく。  
(野口主幹)
- 西口委員 : セルフプランというのは、そもそも可能なのか。
- 山崎会長 : できれば、指定特定相談支援事業者が対応する方がより良いものとなるという想定だとは思いますが、本人が希望する場合等はセルフプランも可能となっている。
- 植野委員 : 本人の意思決定の支援のための勉強会などもあると良いのではないかと。
- 山崎会長 : そのとおりだと私も思う。
- 田上委員 : 本人や家族が制度を熟知しているのならば、よいプランが作れると思うが、専門家も対応した方がより良いものになると思う。親としても我が子の外での状況というのは完全に把握していない。セルフプランが悪いわけではないが、不足する部分もあると思う。国の報酬制度が、兼務しないとやっていけないものになっているのが良くないと思う。専従でできるような制度になってほしいと思っている。
- 高木委員 : 資料4-1の(2)⑤「拠点WG」について。緊急時を定義するというのではなく、「どのような事態が想定されるか」ということに置き換えて、議論を進めるとよいと思う。
- 田上委員 : 地域生活支援拠点等整備について、予算は不足するものと思うので、今後、財政当局とよく協議をしていただきたい。
- 山崎会長 : 資料1-2にある、委員名簿については、特に何も意見はないか。  
(意見なし)  
ないようなので、市の意見のとおりいきたいと思う。
- 飯作委員 : 私は視覚障がいがあるが、資料に何が書いてあるか、分からない。できれば、点字1枚でよいので、件名を書いてくださると、ありがたい。また、資料をCDに保存して渡していただけるとありがたい。
- 障がい者支援課 : 次回までに検討させていただきたい。  
(野口主幹)

【議事(6)閉会】

- 山崎会長 : 以上で、本日予定されていた議題については、全て終了した。事務局からは何かあるか。
- 障がい者支援課 (野口主幹) : 長時間に渡り、ご協議いただきありがとうございました。次回の協議会については、令和2年3月23日(月)の午後1時30分からの予定。詳細が決まり次第、またご連絡させていただく。
- 山崎会長 : それではこれで、令和元年度第3回自立支援協議会を閉会する。ありがとうございました。

【閉会 15時12分】